お知らせ

清水行政局(建設環境室)環境衛生課(吉備庁舎)

品

/タイヤ・ホイー

ル

バッテ

自動車・自動二輪車およびその部

~ごみ 分別すれば資源

粗次どめの特別収集

不用になった家庭用電化製品や自転車などの粗大ごみ収集を次の日程を進入の回覧物をご覧ください。指定された日時や場所を守り、区が実施します。集める場所についてが最近で実施します。集める場所についてで実施します。集める場所について

吉備地域

- 御霊地域/5月16日(月
- 田殿地域/5月18日(水)
- 藤並地域/5月20日(金)

金屋地域

- 石垣・生石地域/6月6日(月)
- 五西月地域/6月8日(水)
- ※いずれの地域も時間は7時~9時·鳥屋城·岩倉地域/6月10日(金)
- ※清水地域は10月ごろ実施予定。

です。

出してもよいもの

以外の家電製品など以外の家電製品など以外の家電製品など

ものを除く 出してはいけないものに該当する※一般家庭から排出されるもので、

出してはいけないもの

超えるもの 大きすぎるもの/一辺2mを超え

畳・布団・マットレス

・「「「「「「「「「「「」」」」である。 ・ ターへお持ち込みください。 ※処分したい場合は、直接環境セン

パレット)など連資材(ホース・タンク・噴霧器・連資材(ホース・タンク・噴霧器・

悪臭やダイオキシンなども発生する

●家電リサイクル法指定4品目/テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ式など)・冷蔵(冷凍)庫・洗濯機および衣類乾燥機・エアコン濯機および衣類乾燥機・エアコン

PCリサイクルマーク付きパソコン 危険なもの・専門業者以外で処理 できないもの/消火器・ガスボン べ・草刈機・エンジン類・ワイヤー・ がれき類・塩ビ管・針金・網・石 こうボード・建築廃材・コンクリー トブロックなど

野焼きは原則禁止です

下内で野焼きに関する苦情が多く いずれの焼却も禁止されています。 世ん。地面に穴を掘っての焼却・ドラム缶焼却・ブロック囲い焼却など、 かと思っても焼却することはできません。地面に穴を掘っての焼却・ドラム缶焼却・ブロック囲い焼却など、

ことがあり、人や動物に悪影響を与えます。法律で認められているせんてい枝、稲わらなど農林業を営むためにやむを得ない焼却であっても、近隣から苦情が出ないよう配慮をお願いします。悪質な野焼き行為は法律により罰せられ、5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金まむしくは1000万円以下の罰金またはその両方の刑に処せられます。



家庭から出る 燃えるごみの収集量

令和 4 年(2022 年)2 月/約 257 トン 前月から約 47 トンの減少

有田川町の家庭から出る燃えるごみや燃えないごみは 環境センターで処理されており、その運営費の一部を分 担金として支払っています。分担金はごみ搬入量と人口 に基づいて計算されます。

に基づいて計算されます。 生ごみの水切りやコンポスト容器の利用など、ごみ減量によって環境にも町財政にもエコな暮らしを目指しましょう。